

京都府環境影響評価専門委員会次第

平成24年 8月17日（金）
午前10時～正午
御所西 京都平安ホテル
2階 嵯峨の間

1 開 会

2 あいさつ

3 議 題

（仮称）綾部総合工場設置事業に係る環境影響評価準備書に係る審査

(1) 質疑応答

(2) 答申素案の検討

4 閉 会

配付資料一覧

資料1 京都府環境影響評価専門委員会委員名簿

資料2 京都府環境影響評価専門委員会規則

資料3 - 1 京都府環境影響評価専門委員会の公開の取扱いについて

資料3 - 2 傍聴要領

資料4 環境影響評価対象事業に係る手続の進捗

（以下、委員止まり）

資料5 環境影響評価専門委員会答申（素案）

資料6 委員会、住民意見書並びに準備書説明会における意見及び事業者見解と答申素案

参考資料 京都府環境影響評価条例及び施行規則抜粋

住民意見書、事業者見解書及び関係市長意見

京都府環境影響評価専門委員会委員名簿

(任期：平成23年2月26日～平成25年2月25日)

氏名	職名	分野		備考	
てらしま ゆたか 寺島 泰	京都大学名誉教授	公害	地盤沈下、水質、土壌汚染	委員長	
たけだ のぶお 武田 信生	京都大学名誉教授		廃棄物、悪臭	委員長職務代理者	
ますだ けいこ 増田 啓子	龍谷大学経済学部教授		廃棄物	地球環境、気象	
いわしま たつや 岩嶋 樹也	京都大学名誉教授		地球環境	気象、大気質	
まつい としひと 松井 利仁	京都大学大学院工学研究科准教授		地球環境	騒音・振動	
たけむら けいじ 竹村 恵二	京都大学大学院理学研究科教授	地形・地質	地形・地質		
あらかわ あけみ 荒川 朱美	京都造形芸術大学芸術学部教授	景観	景観		
みやまえ やすこ 宮前 保子	財団法人国際花と緑の博覧会記念協会専務理事	環境創造	環境創造（ビオトープ等）		
よしやす ゆたか 吉安 裕	京都府立大学大学院生命環境科学研究科元教授	動物	昆虫		
すがわ ひさし 須川 恒	龍谷大学非常勤講師		鳥類		
いそべ ゆう 磯辺 ゆう	奈良文化女子短期大学教授		水生生物		
たなか かずひろ 田中 和博	京都府立大学大学院生命環境科学研究科教授	植物	森林生態		
ふかまち かつえ 深町加津枝	京都大学大学院地球環境学堂准教授		生物多様性		
さこ かずえ 佐古 和枝	関西外国語大学国際言語学部教授	文化財	歴史的・文化的環境・景観		
おかむら しゅういち 岡村 周一	京都大学大学院法学研究科教授	制度・手続	アセス制度全般		

京都府環境影響評価専門委員会規則

公布 平成10年12月25日規則第40号

改正 平成17年4月1日規則第25号

改正 平成20年4月1日規則第21号

(趣旨)

第1条 この規則は、京都府環境影響評価条例（平成10年京都府条例第17号）第40条第9項の規定により、京都府環境影響評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 専門委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 専門委員会は、委員及び臨時委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席の委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第4条 専門委員会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 専門委員会の庶務は、文化環境部において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

附 則（抄）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年規則第25号）（抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

京都府環境影響評価専門委員会の公開の取扱いについて

- 1 京都府環境影響評価専門委員会（部会を含む。以下「専門委員会」という。）の会議は原則として公開とする。
ただし、京都府情報公開条例第 6 条各号のいずれかに該当する情報について審議等を行う場合には、予め専門委員会の委員長（部会にあっては部会長。以下同じ。）が専門委員会に諮って非公開とすることができる。
- 2 会議の傍聴を認める者の定員は、原則 10 名以上とし、あらかじめ会議ごとに委員長が定めるものとする。
また、記者席の設置に努めるものとする。
- 3 京都府が別に定める「審議会等の会議の公開に関する指針」（平成 14 年 9 月 17 日。以下「指針」という。）の「6 公開の方法」に定める傍聴に係る手続等は、別添「傍聴要領」のとおりとする。
- 4 その他委員会の会議の公開に関し必要な事項は、指針によるものとする。

附 則

この要領は、平成 14 年 10 月 16 日から施行する。

傍 聴 要 領

平成 14 年 10 月 16 日制定
京都府環境影響評価専門委員会

1 京都府環境影響評価専門委員会の開催の周知について

- (1) 京都府環境影響評価専門委員会（部会を含む。以下「専門委員会」という。）の開催は、原則として会議開催日の一週間前までに、会議の概要を京都府のホームページに掲載するほか、当該概要を記載した書面を府政情報センターにおいて閲覧に供する等により周知するものとします。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、可能な限り速やかに周知するものとします。
- (2) 会議開催の周知に当たっては、開催日時及び場所、議題、公開・非公開の別、傍聴手続等を明記します。

2 傍聴する場合の手続

- (1) 傍聴の受付は、会議の開会予定時刻の 30 分前から 10 分前までの間に行います。傍聴希望者は会場受付で申し出てください。
- (2) 希望者が定員を超える場合には、抽選により傍聴者を決定します。
- (3) 傍聴を認める方には傍聴証（別記様式）を渡しますの着用の上、会議の開会予定時刻までに、事務局の指示に従って入室し、所定の席に着席してください。

3 傍聴にあたって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻き、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものの携帯又は着用をしないこと。
- (3) 談話をし、又は騒ぎ立てる等、会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (4) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
ただし、事前に専門委員会の委員長（部会にあっては部会長。以下同じ。）が認めた場合は、この限りではありません。
- (6) 配布した資料のうち、専門委員会の委員長が指定したものについては、書き込み及び帯出をしないこと。
- (7) その他会議の議事運営に支障となる行為をしないこと。

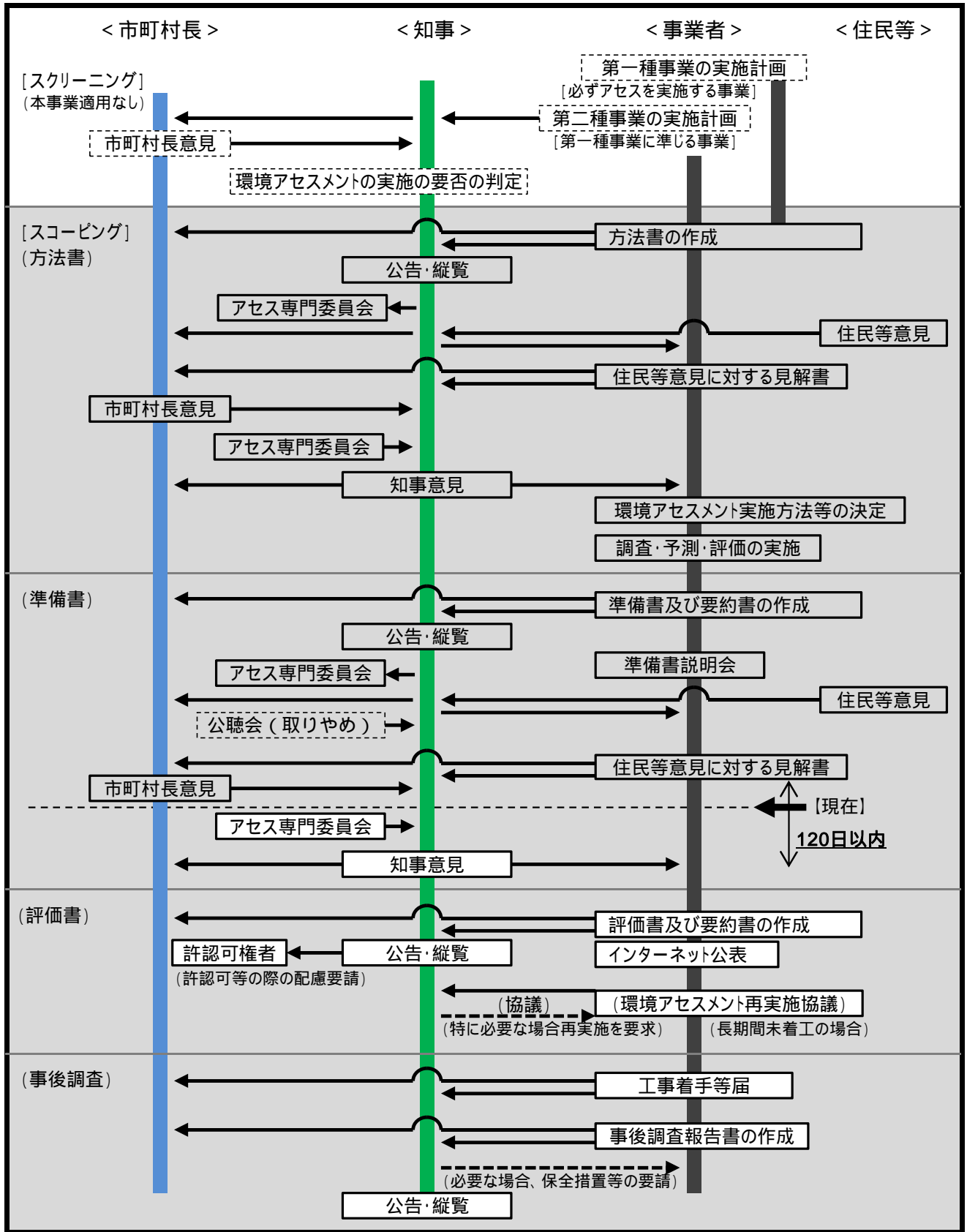
4 会議の秩序の維持

- (1) 上記 3 の他、傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
御不明な点は、係員にお聞きください。
- (2) 傍聴される方が以上のことを守られない場合は、退場していただくことがあります。
- (3) 会議中、会議の秩序維持ができなくなった場合及び緊急的に公開できない事項を取り扱う必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合があります。

環境影響評価対象事業の概要

事業者	舞鶴喜楽鋳業株式会社（代表取締役 小宮山 雅弘）
事業実施区域	綾部市十倉志茂町千原14 - 2 ほか
事業名称	（仮称）綾部総合工場設置事業
事業の内容	産業廃棄物焼却施設 （ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定する産業 廃棄物処理施設であって焼却により処理するものの設置の事業（処 理能力が1時間当たり4トン以上であるものに限る。 ） ・ 処理能力 144 t / 日（24時間稼働，6 t / 時間） ・ 処理対象物 汚泥、廃油、廃プラスチック、廃酸、廃アルカリ、 金属くず、ばいじん、特管汚泥、特管廃油、木くず、特管廃酸、特管廃アルカリ ・ 煙突高 G L + 50m（方法書段階では35m）
附帯施設	・ 廃油の油水分離施設 64 m ³ / 日（8時間） ・ 廃酸・廃アルカリ中和施設 42 m ³ / 日（24時間） ・ 金属くずの圧縮施設 25.4 t / 日（8時間） ・ 廃プラスチック類の破碎施設 3.8 t / 日（8時間） ・ 木くずの破碎施設 4.59 t / 日（8時間） 廃溶融施設設置計画の廃止（グループ内別工場で処理） コンクリート二次製品工場設置計画の廃止（同上）
関係地域	綾部市十倉志茂町、十倉中町、十倉名畑町、十倉向町、井根町、忠町、佃町、武吉町、橋上町及び旭町
経緯	H20. 1.22 方法書提出 2. 1 方法書公告、縦覧（～2.29）、住民意見募集（～3.14） 2.29 環境影響評価専門委員会に諮問（審議4回及び現地調査） 5. 1 住民意見書（2通）に対する事業者見解書提出 7.28 環境影響評価専門委員会答申 7.30 方法書に対する知事意見 ----- H23.12.26 準備書提出 2.10 準備書公告、縦覧（～3.9）、住民意見募集（～3.23） 2.29 環境影響評価専門委員会に諮問、第1回審議 3.23 住民意見書提出期限（3通） 4. 3 公聴会の開催に係る公告 （ 4.26開催とし、公述人を4.16まで募集したが、公述の申出 がなく、開催を取りやめ。 ） 5. 7 環境影響評価専門委員会第2回審議 6.21 見解書提出、綾部市長意見照会 7.19 綾部市長意見提出 8.17 環境影響評価専門委員会第3回審議（本日）

京都府環境影響評価条例手続の流れ



今後の専門委員会スケジュール案

2 / 29 第 1 回 準備書説明・質疑応答

5 / 7 第 2 回 質疑応答

6 / 21 住民意見書に対する見解書提出

7 / 19 綾部市長意見

8 / 17 第 3 回 質疑応答、素案検討

9 月上旬 第 4 回 (質疑応答)、案検討

(必要に応じ
9 月下旬 第 5 回 案検討 (最終調整))

~ 10 月 19 日 (見解書提出から 120 日目) 知事意見

5 月 7 日開催の委員会でお示したスケジュールから 1 箇月程度の遅れが生じていますが、事業者からの住民意見見解書の提出が想定より遅延したことによるものです。